

令和
8
年度

青森市 中小企業者向け融資制度

◆中東情勢の影響による、資金繰りやコスト上昇等でお困りの
中小企業者等もご利用いただけます。

青森県・青森市連携融資制度

※青森県特別保証融資制度の一部について、市が信用保証料の補給を行います。

★ 経営安定化サポート資金

売上高の減少や災害等により経営の安定に支障が生じているかた

制度名		融資対象		
経営安定化サポート資金		「経営安定枠」に該当する融資を受けたかた		
資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料
運転	2,000万円	10年以内（据置2年以内）	1.8%以内 ※	市が全額補助

※ 金融機関に対し経営状況を定期報告することを条件に、融資利率がさらに年0.5%軽減される「経営力向上割引」が利用可能です。

取扱金融機関

[融資のお申し込みは取扱金融機関へ！](#)



青森県・青森市
連携融資制度共通

青森みちのく銀行、秋田銀行、岩手銀行、北日本銀行、七十七銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会、東北銀行、みずほ銀行、東奥信用金庫、あすか信用組合



利用条件

- ✓ 法人：市内に法人登記をしていること ※NPO法人を含む
- ✓ 個人：市内に住所を有すること
- ✓ 市税に未納の額がないこと
- ✓ 各制度ごとに定められた対象条件に該当すること

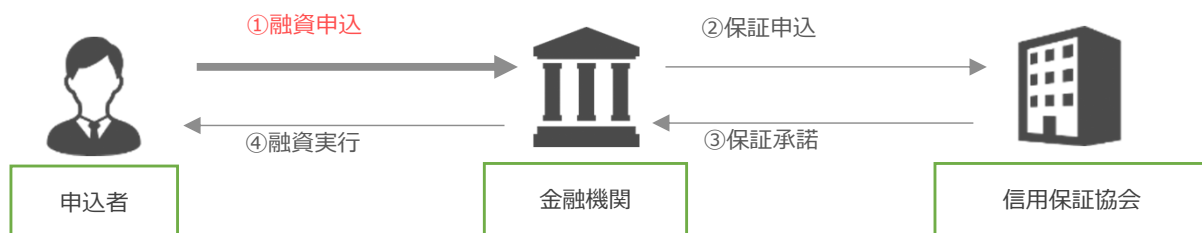


予算の範囲内で実施するため、申請状況により年度途中で取扱いができなくなる場合があります。

保証人を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分については、補助対象外です。

ご利用方法

📎 お手続きの流れ



※融資の実施に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会がそれぞれ審査を行います。
 ※協同組合等振興資金は、②及び③の手続きはありません。

📎 お申込先

各制度取扱金融機関へ

📎 お問い合わせ先

青森市経済部経済政策課
 ☎017-734-2402
 青森市新町一丁目3番7号
 駅前庁舎3階